

### 所有者や相続で所有者となる予定の方

## 空き家のこと

### 一緒に考えてみませんか



### これからどうする?キッカケにしたい5つのこと

(放置のデメリット・売却・解体・管理・登記・【新】甲府市空き家バンク)

### 甲府市空き家相談窓口

甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内I-18-1 電話 055-237-5350 FAX 055-230-1039

#### ~はじめに~

空き家問題は、行政だけでは対応が困難な専門的な内容が たくさんあります。

これまで建物所有者等の様々な悩みを、専門家団体と連携・協力しながら対応してまいりましたが、内容によっては、より迅速に専門家に相談することが、問題解決の糸口になると考えております。

この冊子は、建物所有者等にまず空き家を放置するデメリットをご確認いただき、建物を「手放すこと」や「持ち続けること」へのメリットやデメリット、関連する情報をお伝えする中で、まずは建物の今後を考える『キッカケ』としてもらうことを目的とし、そこで生じる様々な問題などを、市や専門家団体と一緒に解決していきたいと思い作成しました。

### 所有する建物、これからどうする?

#### 手放す 持ち続ける その他 土 解 公 7 ※推 地 相 記 的 体 推 使 を国 続 する 薦業 薦 業者 た 庫 定 者 家 ンクに 屋解 があ す 覧 覧 属 体 あ あ 7 後 方 する IJ **(1)**

## 家放置のデメリッ

空家等の対策の推進に関する特別措置法(空家特措法)が、 令和5年に改正しました。

空家特措法第5条 空家等の所有者等の責務

ポイント

所有者や管理者が、空き家を適切に管理するとともに、行政の空き 家施策に協力するよう努めることとされています。

#### 「管理不全空家等」 空家特措法第 1 3 条

ポイント

空き家が適切に管理されておらず、「管理不全空家等」として 勧告を受けると住宅用地の特例が解除され、 日頃からの 土地の固定資産税が上がる可能性があります。

管理が大切!

空き家起因で事故が発生し他人に損害を与えた場合、 損害賠償の責任を負う場合があります。(民法第717条)

ポイント

加害者となってしまわないよう、使用予定がなければ売却や解体を しましょう。使用予定があれば適切に管理をしましょう。

条文を抜粋します。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

717条『十地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、 その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を**賠償する責任を負う。**ただし、占有者が 損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければな らない。』

#### 空き家被害による損害賠償額の試算

(公財) 日本住宅総合センターによる空き家発生による外部不経済の損害額の試算では

- ■火災による隣接家屋の全焼と死亡事故 6,375万円
- ■倒壊による隣接家屋の全壊と死亡事故 2億860万円
- ※これらに加え、加害者となった場合、精神的な負担も・

身だけでなく、 や配偶者等(推定相 続人) のためにも適 切な管理や解体等を しましょう。

## 空き家放置のデメリット

#### 相続人が増えるなど複雑になると、より解決が難しくなります。

共有制度全般について、様々な見直し(法改正等)が行われます。 専門家に相談をしましょう。 市が毎月実施する無料相談などがお勧めです。 は広報こうふ

相続人が多数となってしまったり、所有者が認知症となり意思表示が出来なくなってしまったり、権利関係が整理できなくなってしまったという相談を受けます。

- ・相続問題は早急に法律の専門家へ相談しましょう。 時間がたつほど、相続関係が複雑となり、**解決の費用が高額となってしまいます。**
- ・悩んだあなたが解決に動き出しましよう。(相続があなたの配偶者や子に移ってしまうと、より解決が難しくなります。)8ページもご確認ください。

#### 様々な要因で、解体費用等が高額になる可能性があります。

## ご自身が使う予定がない空き家は、一度解体費用の見積もりをとってみることがお勧めです。

- ・解体について、廃棄物やリサイクルに関する法律の改正等により規制が年々厳しくなり、より工期や手間がかかるようになり、費用が高額となる可能性があります。(例:改正大気汚染防止法による石綿(アスベスト)飛散防止対策の強化など)
- ・庭木がどんどん成長してしまい、伐採するときには高額となることがあります。
- ・管理不全により傷みが激しく足場を組めなかったり重機による解体が難しくなってしまった場合、**解体費用が高額となってしまいます。**
- ・幾ら解体費がかかるか具体的に知りましょう。 (あなた、またはあなたの相続人が負担する金額を知りましょう) 5ページもご確認ください。

家族皆の問題 として、家族 で話し合いま しょう

で確認!



### 空き家(住宅)解体後の固定資産税について

「空き家を解体すると土地の固定資産税が大幅にあがる」とイメージを持たれている方からご相談を多くいただきます。まずは、具体的な税額を把握することが大切です。解体を検討している空き家が、土地に関する特例(住宅用地に対する課税標準額の特例)の対象家屋であった場合、空き家を解体することにより土地の固定資産税が大幅に上昇する可能性があります。空き家を解体した場合、固定資産税がいくら上がるのかを知りましょう。資産税課にて本人確認 (納税通知書の通知書番号の確認) が出来れば、電話でも試算可能です。

なお、固定資産税は賦課期日(1月1日)の登記簿上の所有者に課税されますので、解体後年内に土地を売却し所有権移転の登記を完了した場合には、次年度の固定資産税は土地を購入した方に課税されます。売却目途をたててからの解体も一つの策です。 固定資産税について詳しくは資産税課(電話055-237-5407) へご相談ください。



## 売却のこと

#### メリットは?デメリットは?どう**売る**の~?



- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

### 「デメリット」

- 家財道具等の整理が必要
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

ポイント 信頼できる地域の 不動産業者に相談 しましょう! (P4の名簿を参照)

「不動産業者」とは 宅地建物取引業法第3条の免許を 持っている宅地建物取引業者です

相続後の早期の売却で 税制優遇が受けられる 場合がありますよ! P | | 参照



専門家が一緒に考えます (相談から<mark>売却までの流れ</mark>のイメージ)(デ

1まずは不動産業者に相談 売却条件をざっくばらんに相談

所有者

2 物件調査 売却予定物件を調査します

3価格査定 物件を査定した価格が提示されます



4媒介契約の締結 売却を依頼します





5広告

販売活動を行います

6 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



7 売買契約の締結 契約条件など合意ができたら契約





8 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します

#### お問合せ

【売却・賃貸など】下記2団体推薦の不動産業者の名簿 4ページ参照

山梨県宅地建物取引業協会 055-243-4300

全日本不動産協会山梨県本部 055-223-2103

【**境界確認**の相談】山梨県土地家屋調査士会 055-228-1311



# 家」のコトは



空き家を売りたい方も、貸したい方も、<u>まずは下記の相談員に</u>

(公社)山梨県宅地建物取引業協会 ※団体事務局 TEL: 055-243-4300

公社ノ田	采乐七心建作	勿以71未肠云 太凶冲争伤向 [CI	L: U55-243-43UU	
	相談員	所属事業所名	事業所所在地(甲府市)	電話
青山	秀人	㈱青山	住吉4-3-34	055-228-5111
芦澤	英彦	ダイドー商事	太田町12-10	055-232-7188
石井	啓喜	㈱BLOOM	北口2-13-12	055-252-1777
伊藤	進	㈱オー・エム・シー	下飯田1-3-17	055-221-7722
小口	博	小口マタイ(株)	伊勢2-13-5	055-233-1002
長田	智	<b>郁中日本住宅</b>	千塚1-4-19	055-254-6630
加賀美	<b>勉</b>	カガミ建築企画	住吉1-2-5	055-233-8186
加藤	晶子	(株)ライフ・イノベーション	池田1-10-18	055-234-5966
川口	修時	川口不動産コンサル㈱	緑が丘2-13-35	055-253-1866
川崎	昭志	<b>有甲斐地所</b>	徳行4-15-29	055-226-8411
小林	秀紀	芙蓉建設㈱甲府アルプス通り店	下飯田3-1-39	055-237-2278
櫻井	康雄	(一社)やまなしプロジェクト	桜井町132-5	055-231-5007
鮫田	光一	国際勧業㈱	中小河原町532-1国際ビル	055-243-1115
竹川	豊一	何ベスト・ホーム	丸の内2-10-16	055-237-9779
内藤	仁	ランド・メーション	堀之内町727-2	055-243-3668
七澤	勲	ホームプラン	太田町9-9	055-223-0227
七澤	健太	ホームプラン	太田町9-9	055-223-0227
廣瀬	良太	廣瀬不動産	国母8-14-50	055-242-6166
山本	千寿	<b>侑寿土地開発</b>	徳行1-11-12	055-228-1076
横山	茂生	グリーンヒル・サポート	緑が丘2-11-5	055-225-3862
渡辺	和樹	㈱共同開発	飯田1-2-1	055-228-3515

(公社)全日本不動産協会山梨県本部 ※団体事務局 TEL: 055-223-2103

以11/12日平17到庄伽女山未木平印 太山产手切用 ILL.000-220-2100			
相談員	所属事業所名	事業所所在地(甲府市)	電話
浅川 美由紀	Aエム企画	朝気2-1-20	055-227-5177
小林 龍二	甲府あさひ不動産	朝日2-11-1	055-267-9770
佐藤 敏幸	甲府南不動産株式会社	伊勢3-8-38	055-235-9500
河西 真	(有)CreamLandAgent	国母4-22-6レジデンスカサイ102号	055-221-0320
秋山 照彦	TAマネジメント	山宮町1950-20	055-207-9115
入倉 基公	アイ・ハウジング	宝2-13-1	055-288-8362
福嶋 仁	有限会社土地マップス	富竹2-3-38	055-224-1133
岩間 靖典	(有)ハウスサービス・サンアイ	和田町2884	055-253-4567
金丸 玲菜	不動産売却アシスト株式会社	伊勢4-21-8	055-209-0533
吉武 秀雄	正直不動産	荒川1-8-36	055-244-5477
村松 裕	株式会社 アイディーホーム	善光寺1-11-16	055-237-7660
	·	·	



## 解体のこと

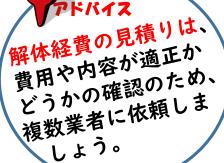
#### 空き家の解体のメリットは?デメリットは?

### 「**メリ**ット」

- ・土地を売却しやすくなる。
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・関係法令が厳しくなり解体費があがる前に 対応できる(費用の軽減)

### 「デメリット」

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある





専門家が一緒に考えます
(相談から解体までの流れのイメージ)

1まずは解体業者に相談 見積り依頼を行います

解体後の 土地利用も 一緒に考えます P4参照

所有者

17 61- 416 -h

**2**物件**調査・見積もり**調査結果に基づき、見積書を作成します

解体業者



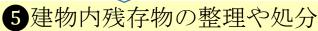
3解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します





4 工事準備 施行計画や近隣対策などを行います



電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分

6 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されると よいでしょう。(解体業者が代行される場合もあります)



7 解体 工事完了。現地確認し、工事代金を支払います。

健 解体した建物は、滅失登記をしましょう



\_\_\_\_\_\_ 【解体(除却)の相談】甲府市空き家相談窓口

055-237-5350

【解体後の登記(滅失)】山梨県土地家屋調査士会

055-228-1311

【解体後の土地の相談】下記2団体推薦の不動産業者の名簿 4ページ参照

山梨県宅地建物取引業協会

055-243-4300

全日本不動產協会山梨県本部

055-223-2103

# 甲府の (家) の解体は プロにお任せください!

建物等を解体するときには、解体業の免許(都道府県からの許可)を持つ専門業者を選びましょう!

甲府市では、空き家対策について、甲府地区建設業協会と協定を結び、建物の解体に関する相談等に対応しています。

空き家の解体をご検討の方は、まずは下記の甲府市内の事業所にご相談ください!

※ただし、空き家の状況や所有者関係等の問題でご希望に添えないこともございます。

#### 甲府地区建設業協会

事 業 所	所在地(甲府市)	電話番号
エコワークス(株)	上阿原町310-2	055-232-1411
三井建設工業(株)	飯田4-1-33	055-226-2487
日経工業(株)	青葉町15-4	055-233-9150
(株)興龍社	富竹1-10-31	055-224-5205
井口工業(株)	国母5-18-22	055-227-0111
長田組土木(株)	飯田4-10-27	055-231-1111
計画建設(株)	国母2-4-19	055-233-7196
国際建設(株)	塩部4-15-5	055-251-2111
齋藤建設(株)	青沼2-11-22	055-233-9107
(株)坂本建運	富士見1-22-11	055-253-1000
昭和建設工業(株)	寿町29-1	055-226-7107
大新工業(株)	太田町7-1	055-233-5518
地建工業(株)	大里町2141-1	055-241-8250
(有)荻野工務所	上曽根町3152	055-266-5078
山梨県重機·建設解体工事業協同組合	上阿原町310-2	055-298-4433



#### 解体後の更地について、次の内容も参考にしてください

- 売却や賃貸を希望される方 → P4 不動産のプロの一覧
- ・国庫への帰属を希望される方→ P7 相続土地国庫帰属制度



令和5年度(4月27日)から

### 国庫帰属制度

がスタートします。

相続又は相続人に対する遺贈によって土地を取得した方。 対象者

主な要件 『更地』であること

・抵当権等第三者の権利が設定されていない土地 など



- 相続した使い道のない土地を手放すことができる。
- 管理費や固定資産税を支払い続ける必要がなくなる。

「デメ】ット」

- ・空き家の解体費用がかかる。
- ・土地の種目等に応じた負担金を国へ支払う必要がある。



申請から国庫へ帰属までの流れのイメージ 🔊



①空き家の解体前に法務局へ相談(要予約)

要件や申請に必要となる書類などについて相談しましょう。



空き家の解体 🔛



付ではありません。 申請が却下又は不承認されても 汝料は戻ってきません



②申請書類の作成・提出

必要な書類を準備、審査手数料を納付し、法務局へ提出します。





③法務局で審査

法務局担当者が、国が引き取ることができる土地か審査します。 (審査の結果、却下又は不承認となることがあります。)





4 負担金を納付

国庫へ帰属(登記の手続きは国が行います)





ポイント

土地の国庫帰属に限らず、 更地にすると買い手がつきやすくなります。 利用しない空き家は解体を検討しましょう



#### お問合せ

登記部門 甲府地方法務局

055-252-7186

## 管理のこ

既ね5年以上空き家の場合、 利活用に多額の 修繕費用がかかります。 早期の利活用や売却、解体をオススメします

### 空き家にひそむ危険





- 不審者の侵入 2 ゴミの不法投棄
- 動物のすみつきや害虫の発生
- 老朽化による建物資材の落下
- 樹木や雑草の繁茂



相談の多くが樹木等の繁茂 や越境です。

まず樹木だけでも伐採 を検討しましょう!



#### お問合せ

【除草・剪定・見回り・清掃】甲府市シルバー人材センター

055 - 222 - 9488

【害虫や害獣防除・衛生関係】山梨県ペストコントロール協会

055-227-8816

【高木の剪定、庭の管理相談】協同組合 甲府市造園協会

055 - 227 - 3303

【リフォーム相談・耐震相談】山梨県建築士会

055 - 233 - 5414

## 登記のこと

申請しないといけません!





### 「相続登記や住所等変更登記が義務化されました」

①不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務化 【令和6年4月1日から義務化】 (過去に相続したものも対象)

②所有者(登記名義人)は氏名や住所を変更した日から2年以内に変更登記の申請が義務化 【令和8年4月1日から義務化】

#### お問合せ

#### 【登記の相談】

所有権移転、名義変更 山梨県司法書士会 055 - 253 - 6900

#### 【相続の相談】

●相続手続き全般 山梨県弁護士会 055 - 235 - 7202

●相続の確認、権利関係 山梨県司法書士会 055 - 253 - 6900

申相続関係契約書・書類作成 山梨県行政書士会 055 - 237 - 2601

●相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度 甲府地方法務局 055 - 252 - 7151

## 【新】甲府市空き家バンク

市内全域の空き家を対象に、空き家所有者と利用希望者のマッチングを支援します。

制甲ルツル

空き家所有者

(別紙不動産会社)配度事業者

·府市空き家バンク



バンク掲載後に成 約すれば、**売買に かかった費用や改 修費用の補助**があ ります! (下記参照)

甲府市空き家バンクのHPは多くの方に閲覧いただいています。 売れないと諦めている物件もまずは制度事業者に相談しましょう!

甲府市空き家バンクに登録いただくと売り主様と買い主様 それぞれが助成金の対象になります。

【R6年度~ 甲府市空き家バンク活用促進助成金】

#### 【売り主】

- ○対象経費 売買契約にかかる各種費用、所有権移転登記にかかる 費用、動産の処分費用、樹木伐採費、不動産売買仲介手数料等
- ○補助率・補助金 対象経費の2分の1 上限10万円

#### 【買い主】

- 〇対象経費 空き家の改修工事に要する経費
- ○補助率・補助金 対象経費の3分の1 上限30万円 子育て世帯等の場合、居住誘導区域内の場合 上限40万円 子育て世帯等で居住誘導区域内の場合、まちなかエリア内の場合、 子育て世帯等でまちなかエリア内の場合 上限50万円
- ※子育て世帯等:子育て世帯・新婚世帯・市外からの移住世帯

#### 詳細は別紙チラシをご確認ください!

- ・表面 事業の流れ
- ・裏面 制度事業者(申請の担当をしていただける業者)

## 公的な支援について

### 空き家を地域集会施設やこども食堂などの子育て支援施設に 改修する場合、改修費用を補助します。【R6年度受付終了】

- ○補助率・補助金 対象工事の3分の2 上限200万円
- ※耐震補強工事が必要な場合は最大300万円

甲府市役所 まちづくり部 空き家対策課 055-237-5350

#### 甲府市木造住宅耐震改修等事業費補助金

- 〇昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(在来工法等)で、耐震診断等により耐震性がないと判断されたものについて、耐震改修等を行う場合に費用を補助します。
- 〇補助対象 耐震改修工事 建替え工事
- 〇補 助 額 耐震改修工事に要する費用 上限125万円

甲府市役所 まちづくり部 建築指導課 055-237-5828

# 通学路や避難路等に面するブロック塀等の安全対策のための撤去や改修に対して補助します。上限20万円。

○対象事業等条件 ⇒ 避難路等に面しており、避難路等からの 高さが1mを超えるブロック塀等

甲府市役所 まちづくり部 建築指導課 055-237-5828 (関連した助成制度)

ブロック塀などを生垣に改造する市民、及び新たに生垣を設置する市民に対して経費の一部を助成します。

甲府市役所 まちづくり部 公園緑地課 055-223-6101

#### 【令和9年 | 2月3 | 日まで】 (令和6年1月1日以降の譲渡) 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除があります。





②の工事について、譲渡日の属する年の翌年2月15日までに該当工事が完了していること

対象家屋:被相続人が住んでいた家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る)とその敷地 適用期間:相続から起算して3年間を経過する日の属する12月31日まで

#### 【令和7年|2月3|日まで】

低額の低未利用地を譲渡した場合 ⇒

売り主の譲渡所得を100万円控除します!

売却収入は低いのに…

- ●譲渡費用(測量費・解体費等)の負担が大きい
- ●様々な費用の支出の負担の上に、譲渡所得税も負担



✓ 次のいずれかに該当すると

●都市計画区域内の低未利用土地等の合計取引額 500万円以下

譲渡所得 100万円控除

市街化区域内の低未利用土地等の合計取引額

800万円以下

お問合せ

東京地方税理士会 甲府支部

055 - 233 - 1318

#### 【市外在住者のみ】

甲府市の「ふるさと納税※」の返礼の中には、 空き家の除草や見守りサービスもございます!

【参考例】空き家の除草(寄付金額20,000円)

- 敷地内の草取り作業
- ・寄付金額の3割(6,000円)以内で作業可能な範囲

※甲府市在住の方へは総務省通達により返礼サービスを進呈できません

〇ふるさと納税制度 〇空き家の除草等作業内容

ふるさと納税課 産業部 甲府市シルバー人材センター

055-237-5328 055-222-9488